

一般社団法人岡山県タクシー協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人岡山県タクシー協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を岡山県岡山市に置く。

(目 的)

第3条 本会は、一般乗用旅客自動車運送事業に関する調査研究を行い、事業の健全な発達並びに利用者に対するサービスの改善を促進することによって、これら事業の発展を図り、もって社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業に関する統計作成、資料収集及び調査報告書の作成
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業に関する調査・研究及び指導
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業に関する意見の公表又は関係行政庁への申出
- (4) 利用者サービスの向上及び広報活動推進並びに従業員の資質向上のための教育指導
- (5) 交通安全思想の普及並びに事故防止対策の推進
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事項

第2章 会 員

(会員の種別等)

第5条 本会の会員は次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財

団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 岡山県内において、一般乗用旅客自動車運送事業を営む法人及び個人、又は一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）を営むものの団体
- (2) 特別会員 一般乗用旅客自動車運送事業に関して、学識経験を有する者で総会において推薦された者

（入 会）

第6条 本会の正会員になろうとする者は、入会申込書を提出し理事会において承認を受けなければならない。

- 2 法人及び団体の会員にあつては、その代表者として本会に対して権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
- 3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

（入会金及び会費の納入等）

第7条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 既納の入会金及び会費は、返還しないものとする。

（資格の喪失）

第8条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 第5条第1号に規定する資格を失ったとき
- (2) 退会したとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人若しくは団体が解散したとき
- (4) 第7条の義務を2年以上履行しなかったとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 本会が解散したとき

(退 会)

第9条 正会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が、次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決に基づき除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の名誉を傷つけ、又は信用を失うような行為があったとき
- (2) 本会の定款又は規則に反する行為があったとき
- (3) 会員としての義務に違反したとき
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき

(権利の喪失)

第11条 第8条の規定により資格を喪失した者又は第10条の規定により除名された者は、会員としての一切の権利を失い、既に納入の入会金、会費その他本会の財産に対して、何等の請求をすることができない。

第3章 役員等

(役 員)

第12条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 3名以内
- (3) 専務理事 1名
- (4) 理 事 22名以上27名以内
(会長、副会長及び専務理事を含む。)
- (5) 監 事 2名

2 会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、総会において正会員のうちから選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、正会員以外から理事2名以内及び監事1名を選任することができる。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会において選任する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第14条 理事は、理事会を構成し、この定款及び総会の議決に基づき、職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を掌理する。

(監事の職務及び権限)

第15条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

第16条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。
- 3 理事又は監事が欠けたとき、又は交替があった場合において、補欠又は増員により選任された理事の任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の満了する時までとし、補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 会長、専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の

職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(役員解任)

第17条 理事及び監事は、総会の議決によって解任することができる。この場合、その理事及び監事に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第18条 役員には、報酬等を支給しない。ただし、常勤の役員には、総会において定める総額の範囲内で報酬等を支給することができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問)

第19条 本会に、顧問を置くことができる。ただし、顧問には報酬等を支給しない。

2 顧問は、理事会の同意を得て、本会の発展に顕著な功績のあった者、学識経験者の中から会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。

第4章 総 会

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第21条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 定款の変更

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属

明細書の承認

- (4) 会費の額及び徴収方法
- (5) 重要な資産の処分
- (6) 理事及び監事の報酬等の額
- (7) 会員の除名
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第22条 通常総会は、年1回、事業年度終了後90日以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の決定をしたとき
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面をもって、招集の決定があったとき

(招 集)

第23条 総会は、前条第2項第2号の規定により、正会員が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を開催日とする臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、少なくとも開催の7日前までに正会員に通知しなければならない。

(議 長)

第24条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第25条 総会は、正会員の過半数の者の出席により成立する。

(議決権)

第26条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第27条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 重要な資産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

(書面による議決権行使)

第28条 総会に出席できない正会員は、書面又は代理人によってその議決権を行使することができる。

2 書面による議決権の行使の場合は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、また、代理人による議決権行使の場合は、その権限を委任されたことを証する書面を事前に議長に提出しなければならない。

3 前2項の規定により議決権を行使する場合は、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面又は代理人により議決権を行使した者の場合にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 会議の目的である事項
- (4) 議事の経過の要領及びその結果

- (5) 議事録に記名押印する者の選任に関する事項
 - (6) 前号に定めるもののほか、法令に定める事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された正会員2名以上が記名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第30条 本会に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 各事業年度の事業計画及び収支予算の決定並びにその変更
- (2) 本会の業務執行の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第32条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内の日を開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、少なくとも開催の7日前までに理事に通知しなければならない。

ない。

(議 長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決 議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第6章 専門委員会

(専門委員会)

第37条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の議決を経て、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。

3 専門委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第38条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第39条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第40条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第41条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、理事会の議決を得るものとする。また、これを直近の総会に報告するものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第43条 本会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、通常総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(長期借入金)

第44条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をも

って償還する短期借入金を除き、総正会員の過半数を有する正会員が出席した総会において、出席した正会員の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。

(事業年度)

第45条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経なければ変更することができない。

(解 散)

第47条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第48条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事 務 局

(事務局)

第49条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局の職員は、会長が任免する。ただし、重要な使用人たる職員の任免は、理事会の承認を要する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経、会長が別に定める。

(備置き帳簿及び書類)

第50条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 事業計画及び予算に関する書類
- (5) 事業報告及び決算に関する書類
- (6) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表
- (7) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (8) 定款に定める機関の議事に関する資料及び議事録
- (9) その他必要な帳簿及び書類

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 雑 則

(雑 則)

第52条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第45条の規

定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は梶川政文、業務執行理事は石井繁次とする。